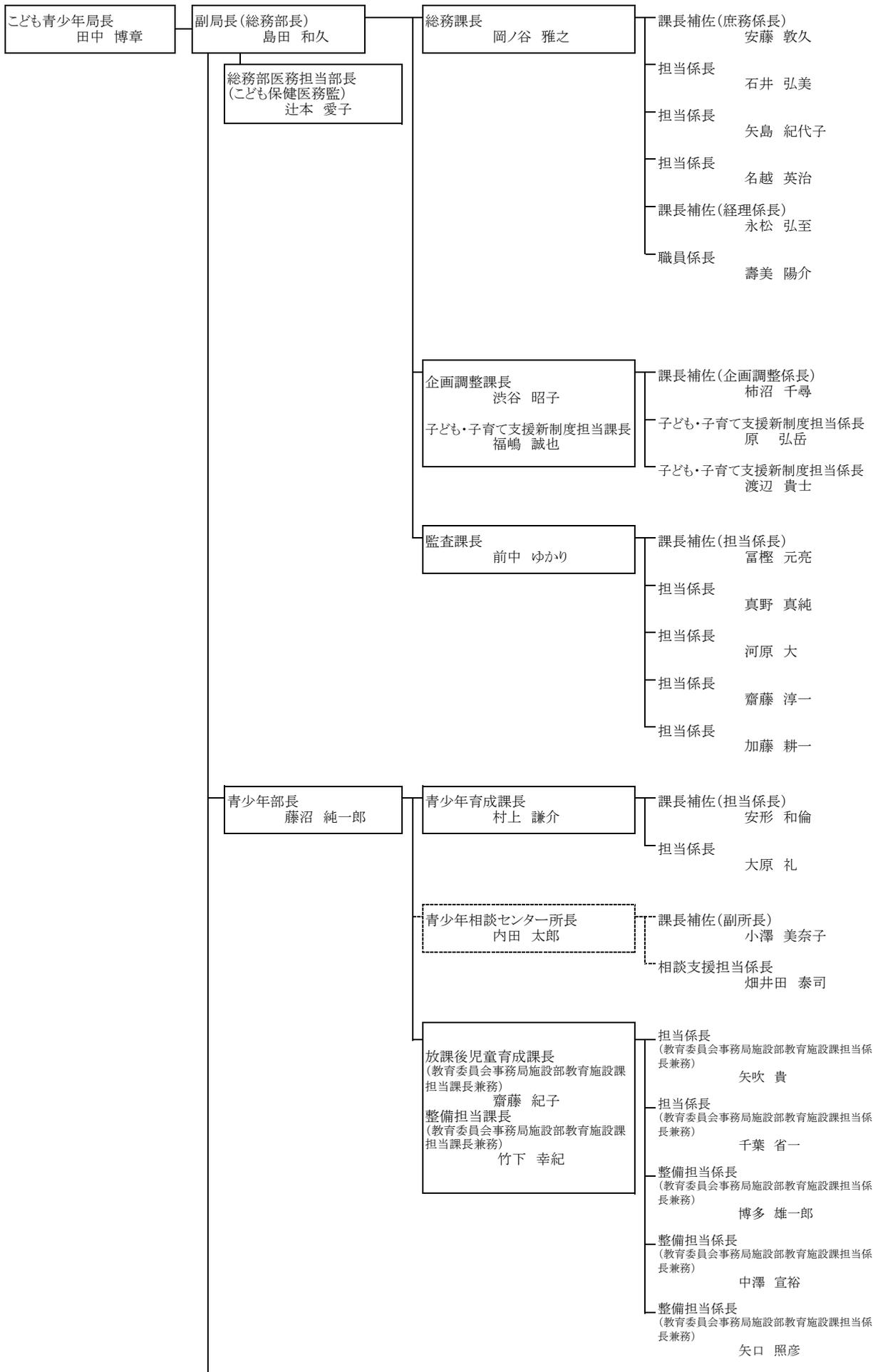


# 機構及び事務分掌

(平成 28 年 5 月)

こども青少年局



子育て支援部長  
宮本 正彦  
保育対策等担当部長  
吉田 隆彦

子育て支援課長  
齋藤 真美奈

子育て支援係長  
前川 周  
担当係長  
豊倉 麗子  
担当係長  
大野 悟  
幼児教育係長  
馬淵 由香

保育・教育運営課長  
武居 秀顕  
運営指導等担当課長  
石田 登  
給付・支給認定担当課長  
青木 正博  
保育運営担当課長  
古石 正史

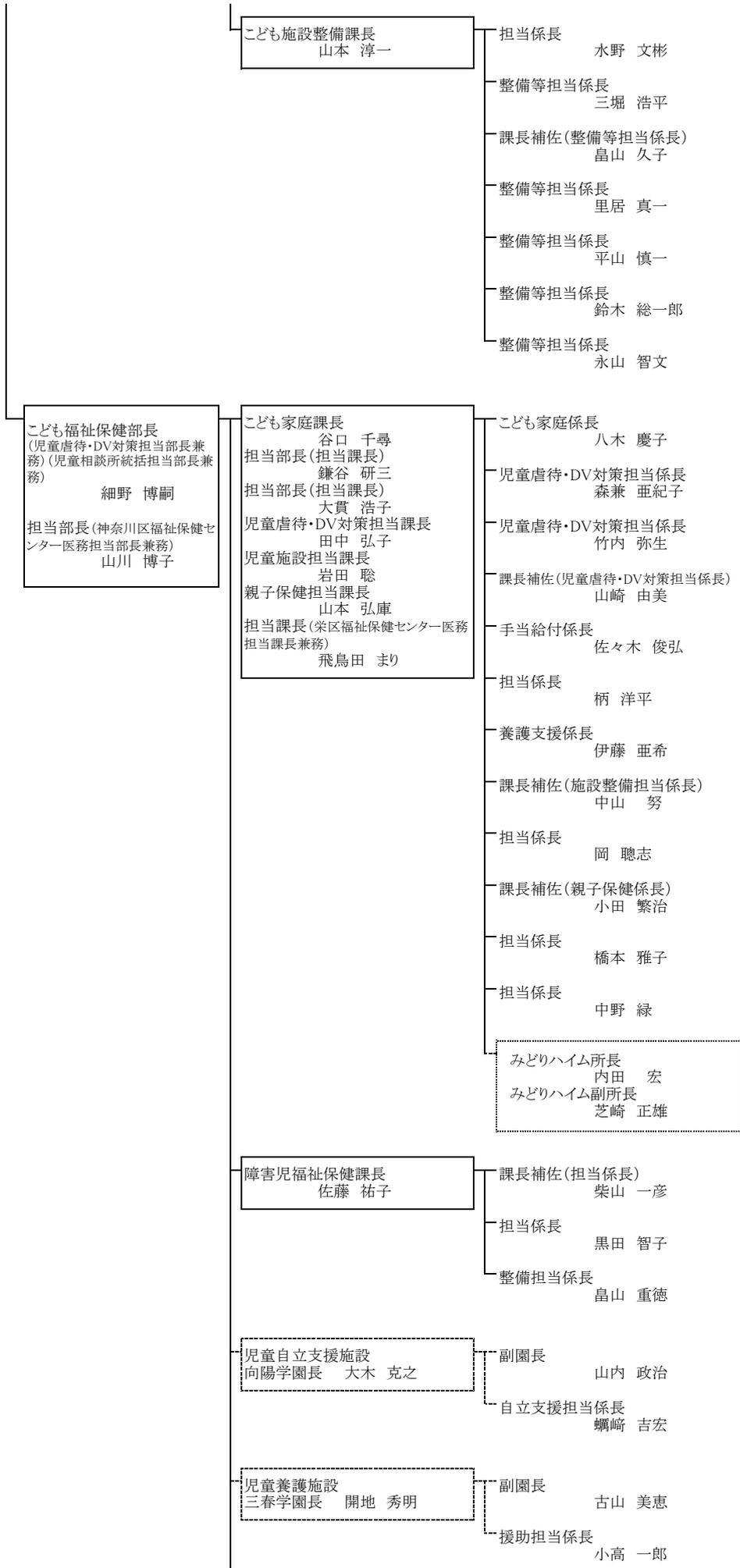
課長補佐(運営調整係長)  
鎌田 学  
担当係長  
大岩 真人  
運営指導係長  
遠藤 和宏  
担当係長  
尾崎 匡  
指導等担当係長  
長田 和彦  
認可外保育所担当係長  
矢原 亜紀  
給付担当係長  
村上 恵介  
給付担当係長  
富田 倫子  
支給認定・利用調整担当係長  
片岡 翔太  
支給認定・利用調整担当係長  
赤岸 省哉  
保育運営担当係長  
梅田 久嘉  
課長補佐(保育運営担当係長)  
高田 裕子  
保育運営担当係長  
宍戸 純子

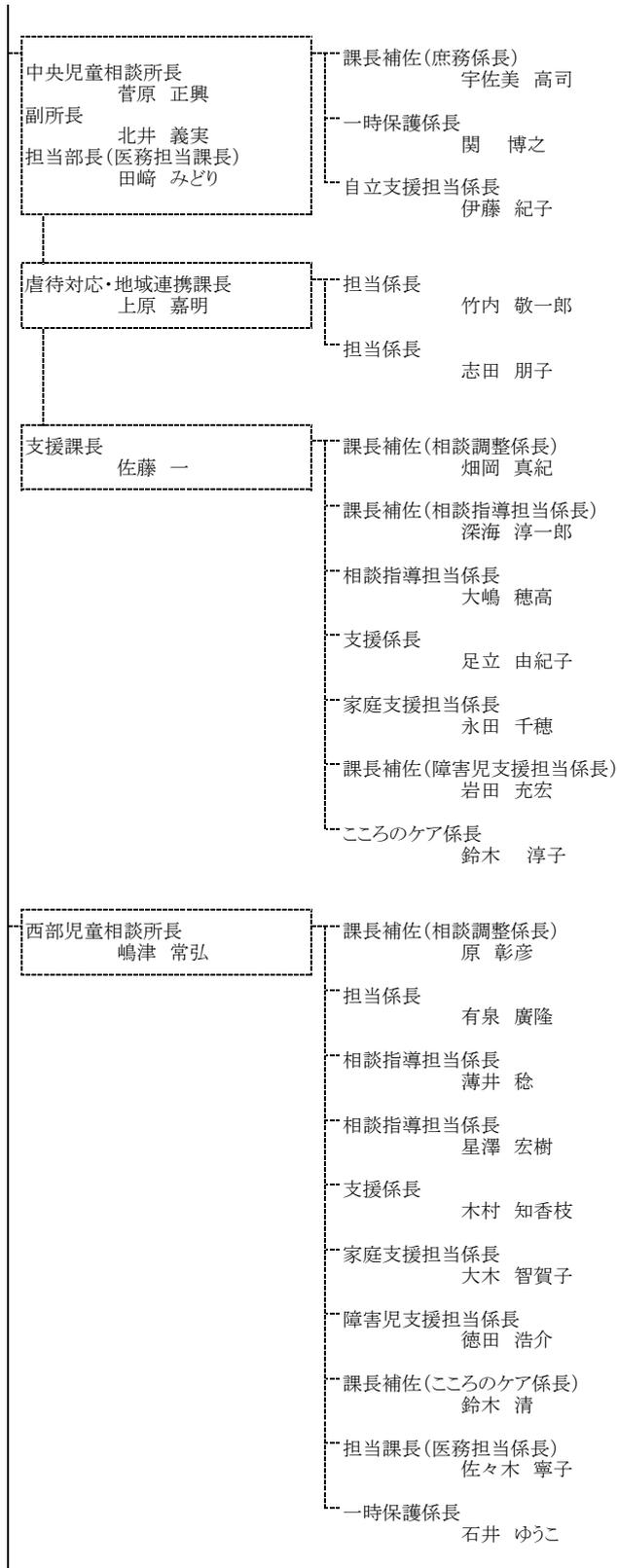
保育・教育人材課長  
伊藤 ゆかり  
幼・保・小連携担当課長  
金子 正人

課長補佐(担当係長)  
島田 恵  
課長補佐(担当係長)  
藤代 弥生  
担当係長  
宮本 里香  
担当課長  
(幼・保・小連携担当係長)  
(教育委員会兼務)  
寶來 生志子

保育対策課長  
金高 隆一  
担当課長  
片山 久也  
担当課長  
岡本 今日子

担当係長  
中島 こずえ  
担当係長  
澤田 亮仁  
担当係長  
真舘 裕子  
担当係長  
菊池 仁





南部児童相談所長 川尻 基晴 一時保護所担当課長 國分 昭男	課長補佐(相談調整係長) 須藤 友美
	担当係長 中曽根 真一
	相談指導担当係長 高嶋 優子
	課長補佐(相談指導担当係長) 吉岡 明彦
	支援係長 和賀 美穂
	家庭支援担当係長 吉田 真樹
	障害児支援担当係長 石神 光
	こころのケア係長 坂田 香織
	担当課長(医務担当係長) 田口 めぐみ
	一時保護係長 中村 美穂
	北部児童相談所長 高添 純二 一時保護所担当課長 曾我 伸平
担当係長 植田 雅子	
相談指導担当係長 浅野 信	
相談指導担当係長 根岸 桂子	
支援係長 坂 清隆	
家庭支援担当係長 袴田 一範	
障害児支援担当係長 長尾 千加子	
こころのケア係長 笠井 章	
担当課長(医務担当係長) 渡邊 由佳	
一時保護係長 神谷 直彦	

## こども青少年局事務分掌

### 総務部

#### 総務課

##### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

##### 経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

##### 職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

### 企画調整課

#### 企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

### 監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

## 青少年部

### 青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

### 放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

## 子育て支援部

### 子育て支援課

#### 子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

#### 幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

## 保育・教育運営課

### 運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること（こども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

### 運営指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支弁及び委託費の支払に関すること。

- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、確認の取消し及び効力の停止等に関すること。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。
- 7 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 8 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

#### 保育・教育人材課

- 1 保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育・教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 4 保育・教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 5 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の連携の推進に関すること。
- 6 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の接続の推進に関すること。
- 7 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の入所児童の歯科検診に関すること。
- 8 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の給食指導に関すること。

#### 保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

#### こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

#### こども福祉保健部

##### こども家庭課

##### こども家庭係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。養護支援係分担事務3を除き、以下この部において同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉及び父子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子父子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

##### 手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

##### 養護支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部において「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び他の部の主管に属するものを除く。以下この部において同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。

- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 7 里親の認定及び登録に関すること。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

#### 親子保健係

- 1 母子保健に関すること（保健所事務分掌規則第4条 こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。）。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

#### 障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。

- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 28 年 度

# 事業概要

こども青少年局

【目 次】

頁

平成28年度こども青少年局運営方針	1
横浜市の子どもの貧困対策	5
平成28年度こども青少年局予算総括表	6
1 子どもの貧困対策の推進	7
○困難を抱える子どもの生活支援・学習支援 ○ひとり親家庭への総合的な支援	○保育所等利用における負担軽減 ○子どもの貧困対策推進事業<新規>
2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実	8
○妊婦健康診査事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業	○歯科健康診査事業 ○育児支援事業 ○不妊相談・治療費助成事業<拡充> ○妊娠・出産サポート事業<拡充>
3 地域における子育て支援の充実	9
○地域子育て支援拠点事業<拡充> ○親と子のつどいの広場事業<拡充> ○保育所・幼稚園・認定こども園 子育てひろば事業<拡充>	○子育て支援者事業<拡充> ○横浜子育てサポートシステム事業<拡充> ○乳幼児一時預かり事業<拡充> ○子育て家庭応援事業
4 新制度における保育・教育の実施等	11
○支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充> (以下新制度外の事業) ○延長保育事業 ○補足給付費 ○保育・教育コンシェルジュの設置 ○支給認定及び給付費の支給に関する事務	○賃借料補助事業<拡充> ○新設園4・5歳児室等を活用した 年度限定型保育事業<拡充> ○市立保育所民間移管事業 ○保育料納付促進事業 ○給食食材放射線測定事業 ○横浜保育室助成事業
5 多様な保育ニーズへの対応	13
○一時預かり事業<拡充> ○休日保育	○病児・病後児保育事業<拡充> ○24時間型緊急一時保育事業
6 保育所等整備事業	14
○保育所の整備<拡充> ○幼保連携型認定こども園の整備<拡充> ○地域型保育整備事業<拡充>	○横浜保育室の認可移行支援<拡充> ○マンション内保育室<新規>
7 保育・教育の質向上・保育士等確保策	15
○保育・幼児教育の質向上の 仕組みづくり<拡充> ○保育・幼児教育の研修事業 ○保育・幼児教育の研究事業	○保育資源ネットワーク構築事業の充実 ○保育士・幼稚園教諭・ 保育教諭等の確保<拡充>
8 幼児教育の支援	17
○私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> ○私立幼稚園等預かり保育事業<拡充> ○私立幼稚園等一時預かり補助事業 ○特定教育・保育施設移行園 保護者負担軽減補助事業	○私立幼稚園等補助事業 ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○保育・幼児教育の質の向上<拡充>
9 放課後の居場所づくり	18
○放課後児童育成事業<拡充>	○プレイパーク支援事業

10	すべての子ども・若者の健全育成の推進	19
	○青少年を育む地域の環境づくり<拡充>      ○青少年関係施設の運営等 ○青少年育成に携わる団体等の支援      ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	
11	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	20
	○青少年相談センターにおける相談・支援事業      ○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 ○地域ユースプラザ事業<拡充>      ○よこはま型若者自立塾 ○若者サポートステーション事業      ○寄り添い型生活支援事業<拡充>	
12	地域療育センター関係事業	21
	○地域療育センター運営事業<拡充>      ○地域療育センター発達障害児通所支援事業 ○地域療育センター学校支援事業	
13	在宅障害児及び施設利用児童への支援等	22
	○障害児通所支援事業<拡充>      ○医療環境整備事業 ○学齢後期障害児支援事業      ○障害児入所支援事業等 ○メディカルショートステイシステム事業	
14	障害児施設の整備	23
	○障害児施設の再整備	
15	社会的養護の充実	24
	○児童福祉施設の整備<拡充>      ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○里親推進事業      ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業 ○ファミリーホーム事業<拡充>      ○児童措置費等 ○自立援助ホーム事業<拡充>	
16	児童虐待防止への取組の充実	25
	○児童相談所の運営と機能強化      ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○家庭訪問の充実      ○児童虐待防止啓発地域連携事業 ○母子保健事業の充実(区)      ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業 ○保育所等での見守り強化      ○妊娠・出産サポート事業<拡充>	
17	DV対策事業	27
	○DV被害者等に対する      ○加害者更生プログラムへの運営費補助 地域での生活に向けた支援の充実      ○母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充> ○女性緊急一時保護施設補助事業	
18	ひとり親家庭等の自立支援	28
	○ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>      ○寡婦(夫)控除のみなし適用 ○ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業<新規>	
19	児童扶養手当等	29
	○児童扶養手当<拡充>      ○特別乗車券の交付 ○特別児童扶養手当事務費	
20	児童手当	29
	○児童手当	
21	横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスの推進	30
	○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進      ○ワーク・ライフ・バランスの推進	
22	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	30
	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	

I 基本目標

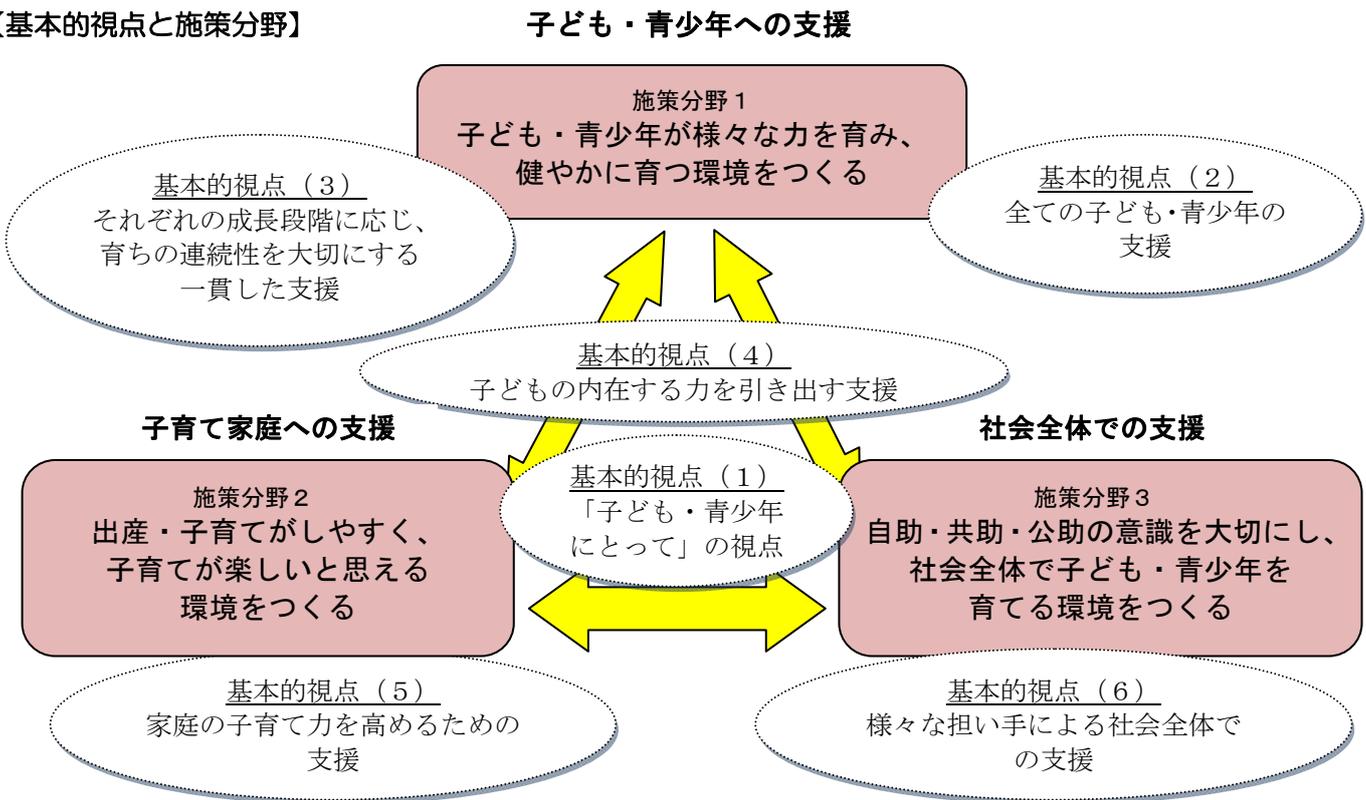
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に沿って、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

< 子ども・子育て支援事業計画の施策体系 >

【基本的視点と施策分野】



## 【子ども・子育て支援事業計画 5か年（H27～H31 年度）の基本施策】

### 施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

- 基本施策①乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- 基本施策②学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- 基本施策③障害児への支援
- 基本施策④若者の自立支援の充実

### 施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

- 基本施策⑤生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 基本施策⑥地域における子育て支援の充実
- 基本施策⑦ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

### 施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

- 基本施策⑧児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 基本施策⑨ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

## Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

目標達成に向け、職員一人ひとりが最大限に力を発揮するとともに、様々な市民との連携・協働し、社会全体での取組を進めます。

### 1 人材育成・チーム力の発揮

職員の力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組むとともに、組織の枠を超えた、チーム力を発揮します。

職員向け研修の実施や庁内外の研修の参加等を通じた人材育成に取り組みます。また、人材育成・チーム力の土台となる職員間のつながり・情報共有を大切にし、改革推進委員会などを活用して「チームこども」の機運を醸成します。待機児童対策や虐待防止など全庁的な取組が必要な施策については、区役所や関係局など「チーム横浜」として取り組みます。

### 2 協働と共創の推進

市民、企業、民生委員・児童委員、NPO、医療機関、保育所、幼稚園や学校など様々な主体との協働、共創を図ります。

特に、生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子どもや青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げていきます。

また、物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組みます。

### 3 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

子ども・若者の視点に立った支援をし、現場発意の施策立案・改善を推進するとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。

職員が働く「よろこび」と「誇り」を実感できるよう、職場での議論を活発に行うことや、職員同士が「認め合う」職場づくりを進めます。また、仕事の進め方の見直しや休暇を取得しやすい職場運営により、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、市民満足（CS）のさらなる向上につながるよう、やりがいを実感でき、働きやすい職場づくりに取り組みます。

## Ⅳ 平成 28 年度 重点的に取り組む施策

### ① 保育所待機児童解消の継続

市民の保育所等利用への期待は高まり続けている一方で、保育ニーズや人口動態の地域差が顕著になってきており、全市一律の対応では待機児童解消が難しくなっています。そのため、区局が連携し、認可保育所や幼稚園などの既存資源を一層活用するとともに、保育ニーズが高いエリアを重点に、認可保育所等の整備を進めるなど、地域の実情に応じた対策を講じます。そして、保育・教育コンシェルジュがお一人おひとりのニーズを伺い、その方にあった保育サービスを丁寧にご案内していきます。また、受入れ枠の拡大とあわせて、保育士の確保にも引き続き取り組んでいきます。

### ② 子ども・子育て支援新制度におけるすべての子育て家庭への支援

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を充実することにより、総合的な施策を推進していきます。

### ③ 放課後児童支援策の充実

すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進することで、増加する留守家庭の子どもたちの 19 時までの居場所を充実します。

## 施策体系と平成 28 年度事業概要の関連項目

### 1 子どもの貧困対策

- 困難を抱える子どもの生活支援・学習支援
- ひとり親家庭への総合的な支援
- 保育所等利用における負担軽減
- 子どもの貧困対策推進事業<新規>

### 施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

#### 基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<b>4 新制度における保育・教育の実施等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支給認定を受けた子どもの保育・教育&lt;拡充&gt;</li> <li>● 賃借料補助事業&lt;拡充&gt;</li> <li>● 新設園 4・5 歳児室等を活用した 年度限定型保育事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>	<b>7 保育・教育の質向上・保育士確保策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり&lt;拡充&gt;</li> <li>● 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保&lt;拡充&gt; など</li> </ul>
<b>6 保育所整備事業等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所の整備&lt;拡充&gt;</li> <li>● 幼保連携型認定こども園の整備&lt;拡充&gt;</li> <li>● 地域型保育整備事業&lt;拡充&gt;</li> <li>● 横浜保育室の認可移行支援&lt;拡充&gt;</li> <li>● マンション内保育室&lt;新規&gt;</li> </ul>	<b>8 幼児教育事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立幼稚園就園奨励補助事業&lt;拡充&gt;</li> <li>● 私立幼稚園等預かり保育事業&lt;拡充&gt;</li> <li>● 保育・幼児教育の質の向上&lt;拡充&gt; など</li> </ul>
	<b>9 放課後の居場所づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後児童育成事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>

#### 基本施策② 学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<b>9 放課後の居場所づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後児童育成事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>	<b>11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ユースプラザ事業&lt;拡充&gt;</li> <li>● 寄り添い型生活支援事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>
<b>10 すべての子ども・若者の健全育成の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年を育む地域の環境づくり&lt;拡充&gt; など</li> </ul>	

#### 基本施策③ 障害児への支援

<b>12 地域療育センター関係事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域療育センター運営事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>	<b>13 在宅障害児及び施設利用児童への支援等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児通所支援事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>
<b>14 障害児施設の整備</b> ● 障害児施設の再整備	

#### 基本施策④ 若者自立支援の充実

<b>10 すべての子ども・若者の健全育成の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年を育む地域の環境づくり&lt;拡充&gt; など</li> </ul>	<b>11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ユースプラザ事業&lt;拡充&gt;</li> <li>● 寄り添い型生活支援事業&lt;拡充&gt; など</li> </ul>
--	---

#### ④ 児童虐待防止への取組の充実

「横浜市子供を虐待から守る条例」の趣旨を踏まえ、児童虐待の発生予防から、重篤化防止・再発防止に至るまでの対応及び支援体制等の充実と、社会的養護の推進を図るなど、児童虐待対策を総合的に進めていきます。

#### ⑤ 困難を抱える若者支援策の充実

「ひきこもり状態(ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続)」や「無業状態」にあるなど、困難を抱える若者の自立に向けて、相談支援や居場所の提供、生活訓練や社会・就労体験、就労訓練のプログラム提供など、一人ひとりの状況に応じた支援策を地域や関係機関と連携して推進します。

#### ⑥ 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、生活困窮状態やひとり親家庭等困難を抱える子どもの生活支援・学習支援や、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援を充実します。

### 施策分野2 出産・子育てが楽しいと思える環境をつくる

#### 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

##### 2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実

- 不妊相談・治療費助成事業<拡充>
- 妊娠・出産サポート事業<拡充> など

##### 5 多様な保育ニーズへの対応

- 一時預かり事業<拡充>
- 病児・病後児保育事業<拡充> など

#### 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

##### 3 地域における子育て支援の充実

- 地域子育て支援拠点事業<拡充>
- 親と子のつどいの広場事業<拡充>
- 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>
- 子育て支援者事業<拡充>
- 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>
- 乳幼児一時預かり事業<拡充> など

#### 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止

##### 17 DV対策事業

- 母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充> など

##### 19 児童扶養手当等

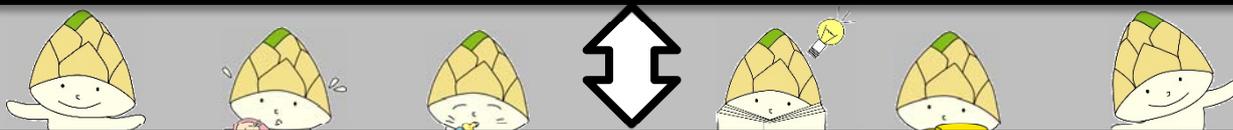
- 児童扶養手当<拡充> など

##### 18 ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業<新規>
- ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> など

##### 22 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦福祉資金会計)

- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業



### 施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切に、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

#### 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

##### 15 社会的養護の充実

- 児童福祉施設の整備<拡充>
- ファミリーホーム事業<拡充>
- 自立援助ホーム事業<拡充>
- 養育家庭支援機能の強化<拡充> など

##### 16 児童虐待防止への取組の充実

- 養育家庭支援機能の強化<拡充>
- 妊娠・出産サポート事業<拡充>

#### 基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

##### 21 横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスの推進

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進
- ワーク・ライフ・バランスの推進

##### 20 児童手当 ●児童手当

# — 横浜市の子どもの貧困対策 — 子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐ

## 1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画【平成28～32年度】

### ○基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

### ○施策展開にあたっての基本的な考え方

国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

- ①「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり
- ②「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり
- ③人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、無印は子ども青少年局所管事業

## 2 子どもの貧困対策に関する取組と平成28年度予算の重点施策

### 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

### 子どもの貧困対策の基盤

- ★乳幼児期の教育・保育の保障（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）
- ★私立幼稚園就園奨励補助（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】
- 子どもの社会的スキルの向上【教育】
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】
- ★地域と連携した放課後の学習支援【教育】（放課後学び場事業 20校）
- 発達段階に応じたキャリア教育の推進【教育】
- 登校支援の取組【教育】
- 学校における食育の推進【教育】
- 貧困問題の学校における理解促進【教育】

### 施策1 気づく・つなぐ・見守る

### 施策の5つの柱

- 1 母子保健施策・地域子育て支援施策
  - 妊娠前から子育て期にわたる相談支援
  - 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施
- 2 学校と区役所等の連携
  - 区役所の学齢期対応の窓口の一本化【教育】
  - スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】
  - 高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】
- 3 総合的な児童虐待防止対策の推進
  - 児童虐待防止啓発地域連携事業
  - 児童相談所等の相談・支援体制の充実
  - 保育所での見守り強化
- 4 生活困窮者への自立支援
  - 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】
  - 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

### 施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 1 子どもの育ち・成長の保障
  - ★乳幼児期の教育・保育の保障（再）
  - ★私立幼稚園就園奨励補助（再）
  - 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）
  - 学齢期以降の子どもの居場所
- 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援
  - ★ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業2か所）
  - ★寄り添い型生活支援事業（1か所増）
  - ★日常生活支援事業（未就学児のいるひとり親家庭等の定期的な保育・家事援助を対象）
  - ★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
  - ひとり親家庭等医療費助成
  - 就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】

### 施策3 貧困の連鎖を断つ

- 1 学習支援
  - ★寄り添い型学習支援事業【健福】（5か所増及び既存実施か所の受入枠の拡充）
  - ★ひとり親家庭児童の生活・学習支援（再）
- 2 進学支援・就学継続支援
  - 被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）【健福】
  - 高校奨学金【教育】

### 施策4 困難を抱える若者の力を育む

- 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制
  - 青少年相談センターにおける相談・支援事業
  - 地域ユースプラザ事業
  - 若者サポートステーション事業
  - よこはま型若者自立塾における支援
- 2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備
  - 施設等退所後児童アフターケア事業
  - ★施設等退所者に対する調査
  - ★地域ユースプラザ事業（応援パートナーの養成・派遣）

### 施策5 生活基盤を整える

- 1 生活基盤を支える現金給付
    - 生活保護【健福】
    - ★児童扶養手当（第2子以降の加算額の増額）
  - 2 保護者の就労促進
    - 被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】
    - ★母子・父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の拡充）
    - ★母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親家庭の親を対象とした家計管理等の講習会等）
  - 3 子育て世帯への経済的支援等
    - ★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再）
    - 児童手当
    - 小児医療費助成【健福】
- ★は28年度予算の新規・拡充事業

平成28年度予算においては、子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、子ども自身に届く生活支援・学習支援を充実し、子どもの将来の生活自立にむけた基盤づくりに重点をおいて取組を進めます。

また、子育てや生活、就業等様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクの高いひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援を充実します。

## 平成28年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	27年度	28年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	242,699,007	253,775,112	11,076,105	4.6	
青少年費	20,805,413	21,131,180	325,767	1.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	124,732,473	137,871,049	13,138,576	10.5	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	97,161,121	94,772,883	△ 2,388,238	△ 2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	633,405	629,382	△ 4,023	△ 0.6	
特別会計繰出金	633,405	629,382	△ 4,023	△ 0.6	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	243,332,412	254,404,494	11,072,082	4.6	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,327,645	1,046,994	△ 280,651	△ 21.1	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	1,327,645	1,046,994	△ 280,651	△ 21.1	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

1	子どもの貧困対策の進	
	本年度	千円 10,624,238
	前年度	10,515,677
	差引	108,561
本年度の財源内訳	国	3,588,790
	県	—
	その他	20,000
	市費	7,015,448

## 事業内容

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、生活困窮世帯やひとり親家庭等困難を抱える子どもの生活支援・学習支援や、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援を充実します。

### 1 困難を抱える子どもの生活支援・学習支援 7,760万円

#### (1) 寄り添い型生活支援事業<拡充>

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援等を委託により8区で実施します。(新規1か所)

#### (2) ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業<新規>

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。(モデル実施：2か所)

### 2 ひとり親家庭への総合的な支援 105億4,363万円

#### (1) 児童扶養手当

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。

また、制度改正に伴い、平成28年8月分から第2子以降の加算額を増額します。

#### (2) ひとり親家庭に対する就労・生活・子育ての支援

##### ア 自立支援教育訓練給付金<拡充>

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給します。支給割合を20%から60%に、支給上限額を10万円から20万円に拡充します。

##### イ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<新規>

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。(受講料の最大60%、支給上限額15万円)

##### ウ 高等職業訓練促進給付金<拡充>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費等を支給します。支給期間の上限を2年から3年に延長します。

##### エ 日常生活支援事業<拡充>

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に、定期的な利用を可能とします。

##### オ 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)<拡充>

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施し、自立を支援します。

ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施します。

### 3 保育所等利用における負担軽減

#### (1) 保育所等利用における負担軽減<拡充>

保育所、認定こども園、新制度の幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際の利用料について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。

市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

#### (2) 私立幼稚園就園奨励補助<拡充>

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

#### (3) 保育所における一時保育事業等の利用料減免<拡充>

一時保育、休日一時保育、病児・病後児保育事業について、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の利用料を全額減免します。

### 4 子どもの貧困対策推進事業<新規>

300万円

支援者や有識者による会議の開催や、より効果的な支援の展開に向けた施設等退所後児童に対する調査に取り組みます。

2	妊娠から乳幼児期までの途切れない支援の充実	
	本年度	千円 4,442,481
	前年度	4,535,112
	差引	△ 92,631
本年度の財源内訳	国	457,764
	県	55,833
	その他	9,139
	市費	3,919,745

## 事業内容

- 1 妊婦健康診査事業** **24億6,263万円**  
 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。(延べ見込人数：373,175人)  
 また、妊娠届出時に看護職が面接を行い、妊婦健診の受診勧奨や必要な保健指導、相談支援を行います。(面接件数：30,624件)
- 2 こんには赤ちゃん訪問事業** **9,177万円**  
 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。(訪問見込件数：24,921件)
- 3 母子保健指導事業** **7,894万円**  
 母子健康手帳の交付、母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。(訪問見込件数：12,100件)
- 4 乳幼児健康診査事業** **7億568万円**  
 (1) 区福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施します。  
 (2) 未受診者対策  
 乳幼児健康診査等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。

- 5 歯科健康診査事業** **1億3,862万円**  
 妊娠期から乳幼児期の歯科衛生を向上させるため、妊婦歯科健康診査を市内の歯科医療機関に委託して実施します。また、区福祉保健センターにおいて、乳幼児歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。(妊婦歯科健診受診見込件数：9,030件)

- 6 育児支援事業** **1億6,937万円**  
 (1) 育児支援家庭訪問事業  
 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員・アルバイト)が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。(延べ訪問見込件数：4,954回)  
 (2) 産前産後ヘルパー派遣事業  
 育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。(延べ利用見込件数：6,890回)

- 7 不妊相談・治療費助成事業<拡充>** **7億5,915万円**  
 (1) 不妊・不育相談  
 不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。  
 (2) 特定不妊治療費の助成  
 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費(体外受精及び顕微授精)の一部について助成します。国の26年度制度改正全部施行に伴い、妊娠出産に伴うリスクが相対的に少なく、特定不妊治療により出産に至る確率が高い年齢に治療を集中的にうけられるよう助成制度を変更します。(助成見込み件数：5,800件)  
 ア 初回助成限度額：15万円⇒30万円<拡充> イ 助成対象年齢：制限なし⇒43歳未満  
 ウ 男性不妊手術を行った場合15万円を上限に上乗せし助成<新規拡充> (助成見込件数：60件)

- 8 妊娠・出産サポート事業<拡充>** **3,633万円**  
 (1) 妊娠・出産相談支援事業  
 予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」で相談を行い、妊娠早期からの相談支援を充実し、児童虐待の予防につなげます。(10:00～22:00 365日開設)  
 (2) 産後母子ケア事業  
 心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子ケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。(延べ利用見込者数：212人 延べ利用日数：989日)  
 (3) 産後うつ対策事業<拡充>  
 産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行うために、新たに妊産婦やその家族に向けた「産後うつ病の啓発」及び「支援者向けの研修」を行います。

3	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 2,059,587
	前年度	1,883,452
	差引	176,135
本年度の財源内訳	国	354,856
	県	354,856
	その他	10,549
	市費	1,339,326

### 事業内容

子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。

#### 1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 10億5,138万円

##### (1) 地域子育て支援拠点の運営<拡充>

###### ア 実施内容

- ①親子の居場所事業
- ②子育て情報の収集・提供事業
- ③相談事業
- ④子育て支援ネットワーク事業
- ⑤子育て支援関係者の人材育成事業
- ⑥利用者支援事業
- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局

区支部事務局を区社会福祉協議会から地域子育て支援拠点に移管し、専任のコーディネーターを配置して、区支部事務局機能を強化します。

○平成28年度移管区：瀬谷区(全区の移管が終了)

イ 実施か所数 継続18か所(全区)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

##### (2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>

###### ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- ①親子の居場所事業
- ②子育て情報の収集・提供事業
- ③相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

###### イ 実施時期

平成29年3月開所予定

###### ウ 実施か所数

新規1か所(鶴見区)、継続1か所(港北区)(見込)

#### 2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

3億4,573万円

##### (1) 実施内容

親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供

##### (2) 実施場所

商店街の空き店舗、マンション、アパート等

##### (3) 実施か所数

新規3か所、継続54か所(見込)

##### (4) 一時預かり事業

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりの実施

実施か所数 : 新規3か所、継続26か所

定員 : 87人

### 3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

2億7,014万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

ア 週3日以上開設する常設園  
新規4か所、継続59か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園  
新規2か所、継続287か所

### 4 子育て支援者事業<拡充>

7,384万円

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

○ 実施開催数 新規1会場、継続177会場（見込）

### 5 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

3,410万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成28年3月末時点）

- 利用会員(8,492人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
- 提供会員(1,932人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
- 両方会員(787人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(3) 区支部事務局機能の強化（再掲）<拡充>【7ページ参照】

区支部事務局を区社会福祉協議会から地域子育て支援拠点に移管し、専任のコーディネーターを配置して、区支部事務局機能を強化します。

○ 平成28年度移管区：瀬谷区（全区の移管が終了）

### 6 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

2億7,540万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

- 8時間実施施設：継続8か所 120人
- 11時間実施施設：新規1か所、継続11か所 180人

### 7 子育て家庭応援事業

900万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

○ 協賛店・施設数 4,650店舗・施設（平成28年3月末時点）



4	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 107,551,482
	前年度	95,361,119
	差引	12,190,363
本年度の 財源内訳	国	25,293,924
	県	12,963,066
	その他	17,639,668
	市費	51,654,824

## 事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

### 1 支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充> 953億8,379万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 758億4,446万円  
 ア 施設型給付費 706億7,502万円  
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成27年度末	平成28年度
民間保育所	568か所	598か所
市立保育所	86か所	84か所
幼稚園(給付対象施設)	39か所(22か所※)	41か所(24か所※)
幼保連携型認定こども園	16か所	19か所
幼稚園型認定こども園	2か所	6か所
計	711か所(694か所)	748か所(731か所)

※：私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数

- 利用見込児童数  
 1号認定：月平均 約13,000人、  
 2・3号認定：月平均 約56,900人

- イ 地域型保育給付費 51億6,944万円  
 小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

内訳	平成27年度末	平成28年度
小規模保育事業	88か所	141か所
家庭的保育事業	40か所	45か所
事業所内保育事業	3か所	3か所
居宅訪問型保育事業	1か所	2か所
計	132か所	191か所

- 利用見込児童数：月平均 約2,400人

### (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> 195億3,933万円

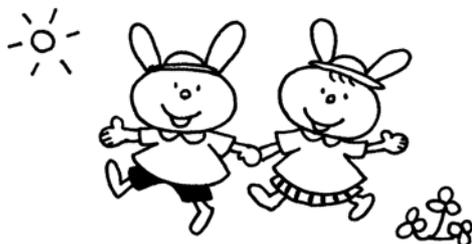
施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費、職員の処遇改善のための経費、保育士等の事務業務軽減に向けたICT化等の推進のための経費等を助成します。

- ア 保育・教育施設向上支援費 183億5,787万円  
 保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

- イ 地域型保育向上支援費 11億8,146万円  
 小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

### 2 延長保育事業 48億6,253万円

給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育に欠ける乳児、幼児の保育を実施します。



**3 補足給付費** **1,080万円**  
保育・教育に必要な日用品等の購入に要する費用や食事の提供に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯に費用の一部を助成します。

**4 保育・教育コンシェルジュの設置** **9,415万円**  
保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。  
(18区27人)

**5 支給認定及び給付費の支給に関する事務** **9億2,122万円**  
新制度の事務を集中化し、利用者向けコールセンターや事業者向けヘルプデスクを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。

(以下は新制度外の事業)

**6 賃借料補助事業<拡充>** **7億5万円**  
全市一律となっている現行の開所後賃借料補助制度について、重点整備地域では、補助率を1/2から2/3へ引き上げるとともに、補助期間を5年間から10年間に延長します。

**7 新設園4・5歳児室等を活用した年度限定型保育事業<拡充>** **9,750万円**  
新設保育所の4・5歳児枠は新規利用の希望が少なく、開設後2年程度は定員が充足しない場合が多いため、この空きスペース等を活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児を1年度または2年度限定で受け入れ、事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。  
○ 市民税額負担区分に応じた利用料の2段階設定(月額上限4万円、6万円)

**8 市立保育所民間移管事業** **5,381万円**  
29年度移管予定園2園の引継ぎ・共同保育、30年度移管予定園4園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。

**9 保育料納付促進事業** **5,097万円**  
保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。

**10 給食食材放射線測定事業** **2,150万円**  
市立保育所、民間保育所及び横浜保育室等において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。

**11 横浜保育室助成事業** **53億5,516万円**  
本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。

(1) 施設数 102か所

(2) 定員数 3,608人

(3) 主な助成内容

ア 基本助成費(児童1人あたり月額) 82,400円~83,900円(平均83,000円)

イ 認可移行準備加算(児童1人あたり月額)

5年以内に認可保育所等を目指して移行計画を策定した横浜保育室に対し、保育士の配置に応じて加算。

(ア) 国の配置基準を満たした施設 7,800円

(イ) 本市の配置基準を満たした施設 21,000円

(4) 保育料 58,100円(月額上限)

一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減

○ 保育料軽減助成額 10,000円~50,000円(軽減後保育料上限 8,100円~48,100円)

5	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 3,553,019
	前年度	3,385,943
	差引	167,076
本年度の財源内訳	国	445,370
	県	307,283
	その他	50,671
	市費	2,749,695

### 事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。  
一時保育、休日一時保育、病児・病後児保育事業について、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の利用料を全額減免します。

#### 1 一時預かり事業<拡充> 30億2,431万円

- (1) 保育所等での一時保育<拡充> 10億4,842万円  
 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	平成27年度見込	平成28年度
民間保育所	350か所	369か所
市立保育所	48か所	48か所
幼保連携型認定こども園	9か所	9か所
小規模保育施設	6か所	28か所
横浜保育室	99か所	86か所
計	512か所	540か所

- (2) 乳幼児一時預かり事業(再掲)<拡充> 2億7,540万円  
 育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

- 8時間実施施設：継続8か所 定員120人
- 11時間実施施設：新規1か所、継続11か所 定員180人

- (3) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充> 16億156万円  
 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図るため、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を実施します。

- 実施園数：190園

- (4) 私立幼稚園等一時預かり補助事業 9,893万円  
 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

- 実施園数：66園

#### 2 休日保育(一部再掲) 1億157万円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

	平成27年度	平成28年度
実施か所	12か所	19か所

#### 3 病児・病後児保育事業<拡充> 3億5,930万円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

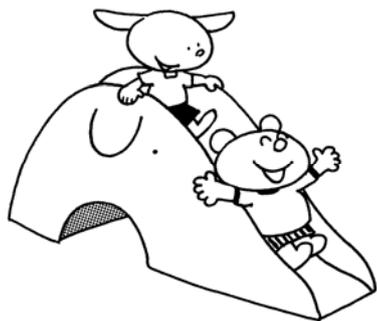
	病児保育	病後児保育
実施か所	21か所(新規2か所)	4か所
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学生までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学生までの児童

#### 4 24時間型緊急一時保育事業 6,784万円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

- 実施か所 3か所

6	保育所等業		
	本年度		千円 4,900,296
	前年度		5,344,990
	差引		△ 444,694
本年度の財源内訳	国		1,820,023
	県		1,165,401
	その他		92,966
	市費		1,821,906



## 事業内容

待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。

### 1 保育所の整備<拡充> 26億9,088万円

(1) 新設<拡充> 19億4,777万円

建物整備や民間ビルの内装整備に加え、川崎市との市境共同整備を含め、多様な手法により、22か所（定員増計1,330人）の整備を行います。また、国家戦略特区制度を活用し、都市公園内での整備を検討します。

(2) 老朽改築<拡充> 7億4,311万円

民間保育所の老朽化に伴う改築について、28年度中に完了予定の4か所（定員増計67人）及び29年度に完了予定の1か所を引き続き進めるほか、新たに3か所着手します。

### 2 幼保連携型認定こども園の整備<拡充> 12億6,382万円

既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に伴う整備について、建物を建設する費用や、既存施設の内装整備費用の一部を補助することにより、7か所（定員増計280人）の整備を行います。

### 3 地域型保育整備事業<拡充> 4億3,955万円

民間ビル等の内装整備に加え、新たに国費対象となった建物整備の手法等により小規模保育事業を23か所（定員増計361人）整備します。また、国家戦略特区制度を活用し、都市公園内での整備を検討します。さらに、家庭的保育事業（5事業者）を実施するための整備費助成等を行います。

### 4 横浜保育室の認可移行支援<拡充> 4億9,780万円

新制度の給付対象施設（認可保育所）を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を助成し、14か所（定員増計272人）の認可移行を支援します。

### 5 マンション内保育室<新規> 825万円

大規模新築マンション等において、急激に高まる保育ニーズに効率的に対応するため、保育料・保育環境・保育時間など、市が独自に設けた基準を満たす、直接契約可能な認可外保育施設を1か所整備します。

#### 【28年度整備による受入枠拡充】

整備内容		箇所数	受入増（人）	開所予定	
保育所等整備事業	保育所の整備	26	1,397		
	新設	22	1,330		
	公有地等貸付等	6	400	29年4月	
	法人所有地	2	120	29年4月	
	民間ビルの改修等	13	740	29年4月	
	市境共同整備	1	30	29年4月	
	自主財源整備	—	40	29年4月	
	老朽改築	4	67		
	28年度完了事業	4	67	29年4月	
	29年度完了事業	27年度着手 28年度着手	(1) (3)	— —	※ ※
	幼保連携型認定こども園の整備	7	280		
	新設	7	280	29年4月	
	29年度完了事業	(2)	—	※	
小規模保育整備事業	23	361	29年4月		
横浜保育室の認可移行支援	14	272	—		
その他	家庭的保育事業	—	13	—	
地域型事業所内保育	1	10	—		
私立幼稚園預かり保育	12	210	—		
合計		83	2,543		

※29年度に完了する事業で、定員増数は外数

7	<b>保育・教育の質向上・保育士等確保策</b>	
	本年度	千円 767,359
	前年度	571,943
	差引	195,416
本年度の財源内訳	国	420,899
	県	1,788
	その他	1,207
	市費	343,465

## 事業内容

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、保育資源に対応した人材育成の体制を整備する等、従来の研修や研究について改善を図ります。

また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進していきます。

### 1 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<拡充> **5,225万円**

#### (1) 園内研修・研究サポーター派遣<新規>

新設の保育所等が園内での研修・研究を円滑に行えるよう、保育・教育分野の有識者等を各園に派遣し、自園の質向上の取組を支援します。また、一部の既設の園にも派遣し、園内研修・研究のさらなる充実を支援します。

#### (2) 研修・研究体制のあり方検討

保育・教育の質の維持・向上に向けて、研修及び研究のあり方等について学識経験者や保育・教育施設の園長・施設長等の助言をもとに検討します。

#### (3) 第三者評価・自己評価の取組の推進（一部再掲）

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、専門性の向上を図ります。

### 2 保育・幼児教育の研修事業 **7,188万円**

#### (1) 保育・幼児教育職員等研修

保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業や家庭的保育事業等の職員を対象とした研修を推進します。職員一人ひとりが仕事に対する誇りを持ち続け専門性や実践力の向上を図れるよう、研修を充実します。

また、区役所において、地域の課題に即した研修を開催するなど、引き続き充実を図ります。

○ 局主催の研修：52講座・111回開催（参加見込者数：16,570人）

#### (2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に接続期研修会等を行い、園と学校の相互理解を深めます。

また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○ 接続期研修会：4回開催（参加見込者数：1,200人）

### 3 保育・幼児教育の研究事業 **2,115万円**

#### (1) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践を通して明らかになった課題について、保育・教育の望ましいあり方を探る研究に取り組み、職員の実践力を高めていきます。また、園内における研究の取組も支援します。さらに、保育所や幼稚園でこれまで行われてきた研究を基盤に、公開保育や実践研究発表等を支援し、保育・教育に携わる職員が共に学び合う機会を拡充します。

○ 局主催の研究：8講座・34回開催（参加見込者数：1,430人）

#### (2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業

幼児期から小学校以降にわたり、子どもたちの育ちと学びが連続性・一貫性をもったものとなるように、平成24年に策定した「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」の考え方に基づき、幼保小連携推進地区において実践研究を行います。また、接続期カリキュラムの実践事例集を作成し、全市に配布します。

○ 幼保小連携推進地区事業：36地区で研究推進（参加見込数：122園・校）



#### 4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,732万円

保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施し、これまで構築したネットワークを活用しながら、保育資源間の連携を推進します。

- 保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設（地域子育て支援拠点等）等
- 実施内容・・・保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等

#### 5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

6億476万円

##### (1) 保育士・保育所支援センター事業

保育士確保策を強化するため、保育士・保育所支援センターを県、政令市、中核市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介を行います。

あわせて、センターが所有する保育士情報を活用しながら、本市の保育士確保に繋がる様々な取組をさらに充実します。

##### (2) 就職支援講座・就職面接会

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士を主な対象として、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

また、私立保育園園長会や幼稚園協会、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会を開催します。

- 就職支援講座：実施回数 5回
- 就職面接会：実施回数 6回

##### (3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇用費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す、市内保育施設従事者を支援するために、保育士資格試験直前対策講座を開催します。

##### (4) 保育士宿舍借り上げ等支援事業<拡充>

###### ア 保育士宿舍借り上げ支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。

- 補助基準額：1戸あたり上限月額8万円
- 補助対象数：900戸

###### イ 保育士専用事業所内保育事業

保育所等で仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するため、保育士専用事業所内保育施設を設置する整備費と運営費を助成します。

- 運営費助成：2か所
- 整備費助成：1か所

###### ウ 保育士修学資金貸付事業<新規>

質の高い保育士の確保に繋げるとともに、経済的に厳しい状況におかれている学生を支援するため、修学資金を貸し付けます。なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合に返済を免除します。

- 貸付対象者：保育士資格の取得を目指す養成施設卒業年次の学生
- 貸付対象数：50人
- 貸付金額：月額5万円以内（12か月：60万円）

###### エ 潜在保育士の再就職支援事業<新規>

潜在保育士が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行います。なお、市内保育所に2年間保育士業務に就いた場合に返済を免除します。

- 貸付対象数：40人
- 貸付金額：20万円（1回を限度）

<b>8 幼児教育の支援</b>		
本 年 度	千円 7,536,549	
前 年 度	7,990,532	
差 引	△ 453,983	
本年度の 財源内訳	国	1,574,352
	県	32,976
	その他	1,201
	市 費	5,928,020

### 事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

#### 1 私立幼稚園就園奨励補助事業(再掲)＜拡充＞【7ページ参照】 52億7,221万円

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

また、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等について、更なる負担軽減を図ります。

区分	市民税額	対象園児 分布率(%)	28年度補助単価(円)(年額)	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
A	生保	0.05	308,000( )	308,000( )
B	非課税	3.72	272,000( )	308,000( )
C	所得割非課税	0.49	272,000( )	308,000( )
D	77,100円以下	6.45	132,200(17,000)	217,000( )
E	211,200円以下	43.81	107,200(45,000)	107,200(45,000)
F	211,200円超	45.48	48,000(48,000)	48,000(48,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。  
( )内は市単独分

#### 2 私立幼稚園等預かり保育事業(一部再掲)＜拡充＞【13ページ参照】 16億156万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。また、認定こども園や給付対象の幼稚園への移行を支援します。

＜移行支援策＞

- ①認定こども園への移行を目指す幼稚園及び認定こども園で、預かり保育従事者が全て有資格者の場合、有資格者加算補助(98園)
- ②幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成(10園)
- ③給付対象の幼稚園・認定こども園における保護者利用料を世帯収入等に応じて負担軽減

平成27年度(予算)		平成28年度(予算)	
園数	月平均人数	園数	月平均人数
178園	4,721人	190園	4,940人

#### 3 私立幼稚園等一時預かり補助事業(再掲)【13ページ参照】 9,893万円

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。  
(園数：66園、年間延べ利用人数：120,002人)

#### 4 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業 1億945万円

給付対象の幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

#### 5 私立幼稚園等補助事業 1億2,700万円

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。  
(対象園：280園)

#### 6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 1億3,480万円

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を補助し、障害児の教育に役立てます。  
(対象者：674人、補助単価：上限20万円/人・年)

#### 7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。  
(対象園：30園、補助額：上限100万円)

#### 8 保育・幼児教育の質の向上(再掲)＜拡充＞【15ページ参照】 1億6,260万円

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を図ります。新制度施行に伴い、従来の研修や研究について改善を図るとともに、多様な保育資源に対応した人材育成の研修や研究体制を整備していきます。(①保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり、②保育・幼児教育の研修事業、③保育・幼児教育の研究事業、④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実)

9	放課後の居場所づくり	
	本年度	千円 7,285,353
	前年度	5,977,560
	差引	1,307,793
本年度の財源内訳	国	2,117,898
	県	1,288,259
	その他	1,746
	市費	3,877,450

## 事業内容

すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進します。「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。

「放課後の19時までの居場所づくり」を推進するため、28年度から放課後児童クラブの基本開所時間を19時までに延長するとともに、常勤職員の処遇改善を図ります。

また、放課後児童健全育成事業の障害児受入加算補助を拡充し、障害児の受入れの推進を図ります。

### 1 放課後児童育成事業<拡充> 72億5,221万円

#### (1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 33億9,366万円

学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。横浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき31年度末までに全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。

##### ア 運営か所数

157か所（新規46か所と合わせH28年度末に203か所）

##### イ 対象児童

原則として、当該実施校に通学する小学生で、参加を希望する児童

##### ウ 開所日

毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

##### エ 開所時間

平日：放課後～19時

土曜日・長期休業日等：8時30分～19時

#### (2) はまっ子ふれあいスクール事業 14億9,341万円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。

ア 運営か所数 189か所（うち46か所は年度内にキッズクラブへ転換。転換後143か所）

※ 特別支援学校5か所含む

イ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する小学生で参加を希望する児童

ウ 開所日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

エ 開所時間 平日：放課後～18時【充実型】放課後～19時

土曜日・長期休業日等：9時～18時【充実型】8時30分又は9時～19時

#### (3) 放課後児童クラブ事業 <拡充> 23億6,514万円

##### ア 放課後児童クラブの運営支援<拡充>

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行います。

(ア) 運営か所数 233か所（新規11か所、継続222か所）

(イ) 対象児童 市内在住の小学生の留守家庭児童で、入会を希望する児童

(ウ) 開所日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

(エ) 開所時間 平日：放課後～19時

土曜日・長期休業日等：9時～19時（クラブによっては9時以前も開所）

##### イ 放課後児童クラブの移行支援<拡充>

(ア) 分割・移転準備補助（分割2か所、移転（面積）10か所、移転（耐震）7か所）

面積基準及び耐震基準を満たすため、クラブの分割・移転についての費用を補助します。

(イ) 基準適合のための家賃補助：分割又は移転（56か所）、分室（4か所）

分割・移転：分割・移転先の家賃補助上限額を、月額15万円から20万円に増額します。

分室：新たに確保した活動場所の家賃を、月額15万円を上限に追加補助します。

### 2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,314万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(1) 支援対象 24か所（登録22か所、試行2か所）

(2) 開催日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時（実施場所及び季節により異なる）

(3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等



10	すべての子ども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 601,811
	前年度	621,753
	差引	△ 19,942
本年度の財源内訳	国	—
	県	871
	その他	21,673
	市費	579,267

## 事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

### 1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充> 1億3,736万円

#### (1) 社会環境改善事業

青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。

#### (2) (公財) よこはまユース補助事業

- ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施
- イ 青少年の居場所の活動支援（2区）
- ウ 自然・社会体験活動機会の提供
- エ 青少年の支援に関わる人材の育成等

#### (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充>

ア 青少年の地域活動拠点づくり事業  
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、地域活動拠点を実施します。（5区）

#### イ 青少年の交流・活動支援事業<拡充>

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施します。

（青少年交流センター代替事業）

#### (4) 道志村自然体験推進事業

青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。

- ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等
- イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ



### 2 青少年育成に携わる団体等の支援 412万円

#### (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援

##### ア 委嘱人数

2,587人（平成28年4月1日現在）

##### イ 事業内容

青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

#### (2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や横浜市保護司会協議会への補助

### 3 青少年関係施設の運営等 4億5,947万円

青少年施設及び野外活動施設の管理運営を行います。

○所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター  
横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）

### 4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 87万円

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

11	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	
	本年度	千円 386,955
	前年度	382,136
	差引	4,819
本年度の財源内訳	国	86,500
	県	1,309
	その他	2,184
	市費	296,962

## 事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。

### 1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,876万円

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組めます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

### 2 地域ユースプラザ事業<拡充> 1億1,737万円

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。

地域サポートモデル事業（平成27年度実施）により募集した応援パートナーの養成・派遣事業を実施します。

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

- ア 地域における総合相談（電話相談、来所相談等）
- イ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
- ウ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- エ 地域の関係支援機関・区役所とのネットワークづくり
- オ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>

### 3 若者サポートステーション事業 4,630万円

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。

- (1) 運営か所 2か所
- (2) 事業内容

就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として

- ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>

### 4 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 6,375万円

若者サポートステーションに相談員を配置し、生活困窮状態にある若者に対する職業的自立に向けた相談支援を委託により実施します。また、高等学校等への出張相談を実施します。

### 5 よこはま型若者自立塾 3,718万円

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する長期・継続型訓練を委託により実施します。

○事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施

- ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練
- イ 専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練

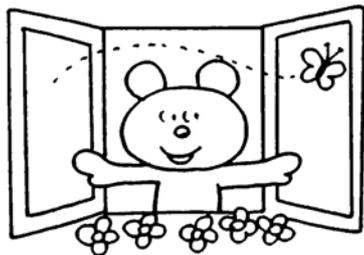
### 6 寄り添い型生活支援事業(旧名称「寄り添い型学習等支援事業」)(再掲)<拡充>【7ページ参照】

7,360万円

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援等を委託により8区で実施します。(新規1か所)。



12	地域療育センター 関係事業	
	本年度	千円 3,266,444
	前年度	3,283,279
	差引	△ 16,835
本年度の 財源内訳	国	39,099
	県	20,721
	その他	117
	市費	3,206,507



## 事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。  
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

### 1 地域療育センター運営事業<拡充> 27億4,931万円

南部と戸塚の2センターについては、保護者からの相談や保育所等の支援依頼の増加に対応するため、相談員を1名増員します。  
さらに、西部地域療育センターについては、最寄駅から遠方であり、支援を行うための相談室が少ないため、交通至便な場所に相談場所を新設し、相談員を3名増員します。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	363,294
2 中部地域療育センター		394,285
3 東部地域療育センター		391,194
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	338,382
5 北部地域療育センター		305,360
6 西部地域療育センター		369,839
7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	281,801
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	305,153
計		2,749,308

※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

### (2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

### 2 地域療育センター学校支援事業 1億4,432万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。(実施か所：9か所)

#### (1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

#### (2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

### 3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億7,282万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。(実施か所：9か所)

13	在宅障害児及び施設利用児童への支援		<b>事業内容</b>	
	本年度	千円 7,863,625	障害児及び家族が安心して暮らせるために、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児への医療的ケア等を実施します。	
	前年度	5,216,073	<b>1 障害児通所支援事業&lt;拡充&gt;</b> <b>57億6,302万円</b>	
	差引	2,647,552	<b>(1) 障害児通所支援事業&lt;拡充&gt;</b>	
本年度の財源内訳	国	3,487,192	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する児童に対して給付費を支出します。	
	県	1,445,322	○ 放課後等デイサービス事業者数 165か所	
	その他	14,151	○ 放課後等デイサービスの利用児童人数 6,238人	
	市費	2,916,960	<b>(2) 障害児通所支援ステップアップ事業&lt;拡充&gt;</b>	
<b>2 学齢後期障害児支援事業</b> <b>1億1,796万円</b>			障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、新たに指定した事業所に対し、研修を実施します。	
学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。				
(1) 実施内容				
診療（初診、再診）、相談、相談に基づく関係機関との連携支援、家族への相談支援等				
(2) 実施機関				
○ 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）				
○ 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）				
○ 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）				
<b>3 メディカルショートステイシステム事業</b> <b>2,982万円</b>			障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、新たに指定した事業所に対し、研修を実施します。	
常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院>				
<b>4 医療環境整備事業</b> <b>236万円</b>			横浜市版放課後等デイサービスガイドライン、虐待防止等、事業所運営の基本的な事項についての理解を深めます。	
医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。				
また、重症心身障害児者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて検討を行います。				
<b>5 障害児入所支援事業等</b> <b>19億5,047万円</b>			また、利用者が安心してサービスを選択できるよう事業所の提供するサービス情報の公開のあり方について、関係機関と検討を行います。	
障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。 (28年度見込み数：245人)				
また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。（平成28年6月に開所する重症心身障害児施設に対する開所準備経費含む。）				
さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。				

14	障害児施設の備	
	本年度	千円 1,200,794
	前年度	4,310,709
	差引	△ 3,109,915
本年度の財源内訳	国	137,138
	県	—
	その他	—
	市費	1,063,656

## 事業内容

### 1 障害児施設の再整備

12億79万円

施設の老朽化及び多様化する障害児の支援ニーズに対応し、より望ましい生活環境を確保するために社会福祉法人が行う施設の再整備に対し、建設費等の助成を行います。

#### (1) ぼらいと・えき

平成27年4月1日から社会福祉法人による運営を開始した福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧横浜市なしの木学園）の再整備工事を行います。

28年度は、27年9月に着工した工事を継続して進め、児童寮新棟のしゅん工を予定しています。

- 施設種別  
福祉型障害児入所施設
- 所在地  
泉区下飯田町330番地
- スケジュール  
28年度：新棟しゅん工、既存棟改修着工  
29年度：既存棟改修しゅん工
- 入所定員  
70人（長期入所 60人、短期入所 10人）
- 整備・運営法人  
社会福祉法人 試行会（H27.4～民営化）

#### (2) 横浜療育医療センター

空調・給水設備等が老朽化している医療型障害児入所施設「横浜療育医療センター」について、大規模改修工事を行います。

- 施設種別  
医療型障害児入所施設
- 所在地  
旭区市沢町557番地2
- スケジュール  
28年度：改修工事
- 入所定員  
A・B棟（改修対象）：60人  
C棟：35人  
計：95人（短期入所含む）
- 整備・運営法人  
社会福祉法人 十愛療育会



ぼらいと・えき（現在）



横浜療育医療センター（現在）

15		社会的養護の充実	
本年度		千円 6,307,713	
前年度		5,921,460	
差引		386,253	
本年度の財源内訳	国	2,540,132	
	県	2,813	
	その他	35,332	
	市費	3,729,436	

## 事業内容

家庭での養育が困難な児童が、落ち着いた環境の中で安心して安定した生活を送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

### 1 児童福祉施設の整備<拡充> 8億863万円

民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。28年度は「久良岐乳児院」、児童養護施設「子どもの園」の工事に着手します。

また、県立中里学園職員公舎敷地に児童養護施設「(仮称)横浜中里学園」の整備に向けた工事を進めます。

#### 【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区分	定員	しゅん工予定
「久良岐乳児院」再整備	工事	南区	30人	29年度
児童養護施設「子どもの園」再整備	工事	茅ヶ崎市	40人	31年度
児童養護施設「(仮称)横浜中里学園」新設	工事	青葉区	45人	28年度

### 2 里親推進事業 2,533万円

里親での受入れを推進するために、広報啓発活動、制度説明会、各種研修会を開催するとともに、里親支援専門相談員の児童福祉施設への配置や里親会における研修等の開催、里親間のメンター支援、里親子応援ミーティングの実施などを行います。

### 3 ファミリーホーム事業<拡充> 1億9,540万円

家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。(新規1か所+継続7か所)

### 4 自立援助ホーム事業<拡充> 6,770万円

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。(新規1か所+継続4か所)

### 5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 2億2,463万円

#### (1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。(新規2か所+継続9か所)

#### (2) 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。(新規2か所+継続13か所)

### 6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業 3,341万円

児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付するとともに、入学時の初年度納入金に対し資金援助を行い、経済的に進学が困難な児童を支援します。

<社会福祉基金を活用>

### 7 児童措置費等 49億5,261万円

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

また、施設職員の加配等を行うことで、児童の処遇向上を図ります。

被虐待児の増加や本体施設の高機能化に伴い、児童養護施設等職員の資質向上のための研修事業を実施し、職員の専門性の向上に努めます。

16	児童虐待防止への充実		<b>事業内容</b>	
	本年度		千円 1,903,396	
	前年度		1,779,592	
	差引		123,804	
本年度の財源内訳	国	363,757	<p>平成26年6月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実します。</p> <p><b>1 児童相談所の運営と機能強化</b> <span style="float:right">11億6,689万円</span></p> <p>(1) 児童相談所の管理運営 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。</p> <p>(2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。</p> <p>ア よこはま子ども虐待ホットラインの運営 24時間365日専門の電話相談員が児童虐待の相談・通告に対応</p> <p>イ 児童虐待の相談・通告への対応 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待の相談・通告に迅速に対応</p> <p>ウ 弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化</p> <p>エ 未成年後見人への助成 児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する助成 (28年度対象児童見込数：7人)</p> <p>(3) 児童相談所における人材の育成 児童相談所職員等を対象とした、医師・大学教授等の外部専門講師による研修の充実などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。</p> <p><b>2 家庭訪問の充実</b> <span style="float:right">2億262万円</span></p> <p>(1) 育児支援家庭訪問事業(区)(再掲)【8ページ参照】 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員・アルバイト)が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援します。 (延べ訪問見込件数：4,954回)</p> <p>(2) 養育支援家庭訪問事業(児童相談所) 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。 (養育支援家庭訪問員：8名、ヘルパー派遣予定回数：28年度、5,941回)</p> <p><b>3 母子保健事業の充実(区)(再掲)【8ページ参照】</b> <span style="float:right">1億2,851万円</span></p> <p>不適切養育につながるリスクが高い未受診者対策を強化します。</p> <p>(1) 妊婦健康診査事業 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。</p> <p>(2) 乳幼児健康診査事業(未受診者対策の強化) 乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。また、未受診者の状況把握を進めます。</p> <p><b>4 保育所等での見守り強化</b> <span style="float:right">8,592万円</span></p> <p>児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置します。</p>	
	県	40,800		
	その他	32,227		
	市費	1,466,612		

## 5 養育家庭支援機能の強化(再掲)＜拡充＞【24ページ参照】

2億2,463万円

### (1) 横浜型児童家庭支援センター＜拡充＞

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。  
(新規2か所＋継続9か所)

### (2) 子育て短期支援事業＜拡充＞

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。  
(新規2か所＋継続13か所)

## 6 児童虐待防止啓発地域連携事業＜拡充＞

2,508万円

### (1) 児童虐待防止の広報・啓発と人材育成

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

また、児童虐待に対応する職員や関係機関の人材育成を推進します。

### (2) 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

各区において、地域の要保護児童の把握、情報交換、支援について検討・協議を行う要対協の機能強化のため、関係機関の連携促進や人材育成に取り組みます。

要保護児童等進行管理台帳システムを活用し、各区と児童相談所が要保護児童の進行管理を円滑に行い、適切かつ組織的な支援と関係機関との連携を推進します。

### (3) 医療機関との連携強化＜拡充＞

救急外来等で治療にあたる医師や看護師等の、児童虐待の発見に繋げるための「アセスメントシート」の作成や研修等を実施します。

## 7 施設等退所後児童に対するアフターケア事業(再掲)【24ページ参照】

3,341万円

児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送るよう、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付するとともに、入学時の初年度納入金に対し資金援助を行い、経済的に進学が困難な児童を支援します。

＜社会福祉基金を活用＞

## 8 妊娠・出産サポート事業(再掲)＜拡充＞【8ページ参照】

3,634万円

### (1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる

「にんしんSOSヨコハマ」で相談を行い、妊娠早期からの相談支援を充実し、児童虐待の予防

につなげます。  
(10:00～22:00 365日開設)

### (2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。

(延べ利用見込者数：212人 延べ利用日数：989日)

### (3) 産後うつ対策事業＜拡充＞

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行うために、新たに妊産婦やその家族に向けた「産後うつ病の啓発」及び「支援者向けの研修」を行います。



17		DV対策事業	
本年度		千円 110,695	
前年度		105,453	
差引		5,242	
本年度の財源内訳	国	15,146	
	県	15,146	
	その他	—	
	市費	80,403	

## 事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

### 1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実

3,353万円

- (1) DV相談支援センター  
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
- (2) 女性緊急一時保護施設等における自立に向けた支援  
DV被害者等が地域で生活できるよう、住まい探し・就労等を専門的に支援する職員を一時保護施設に配置します。  
また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業  
民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援を行います。  
(実施施設：1か所)
- (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援  
主に1年未満の退所者へ訪問・電話相談を行い、退所後の支援を行います。  
(実施施設：7か所)

### 2 女性緊急一時保護施設補助事業

1,600万円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入体制を確保します。

### 3 加害者更生プログラムへの運営費補助

100万円

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。  
(実施施設：1か所)

### 4 母子生活支援施設緊急一時保護事業 <拡充>

6,017万円

DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。  
(実施施設：7か所)

新たに、養育に課題のある妊婦を出産前から受入れ、出産・育児の支援を実施します。

(モデル実施：2か所)



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。

女性に対する暴力の根絶に向けて、毎年11月頃、運動のシンボルカラーであるパープルで、市内の名所をライトアップしています。

【ライトアップイメージ】

写真左：横浜市開港記念会館

写真上：象の鼻パーク スクリーンパネル

18	ひとり親家庭等の自立支援	
	本年度	千円 171,528
	前年度	165,250
	差引	6,278
本年度の財源内訳	国	106,092
	県	—
	その他	—
	市費	65,436

## 事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

### 1 ひとり親家庭等自立支援事業(再掲)＜拡充＞【7ページ参照】 1億6,753万円

#### (1) 自立支援教育訓練給付金＜拡充＞

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給します。支給割合を20%から60%に、支給上限額を10万円から20万円に拡充します。

#### (2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業＜新規＞

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。

(受講料の最大60%、支給上限額15万円)

#### (3) 高等職業訓練促進給付金＜拡充＞

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費等を支給します。支給期間の上限を2年から3年に延長します。

#### (4) 日常生活支援事業＜拡充＞

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に、定期的な利用を可能とします。

#### (5) 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)＜拡充＞

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施し、自立を支援します。

ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施します。

### 2 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業(再掲)＜新規＞【7ページ参照】 400万円

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもたちの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

(モデル実施：2か所)

### 3 寡婦(夫)控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。

○ 対象事業：保育所保育料、日常生活支援事業等

19		児童扶養手当等	
		本年度	千円 11,571,551
		前年度	11,608,569
		差引	△ 37,018
本年度の財源内訳	国	3,514,937	
	県	—	
	その他	20,055	
	市費	8,036,559	

### 事業内容

#### 1 児童扶養手当(再掲)<拡充> 103億7,611万円

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。

また、制度改正に伴い、平成28年8月分から第2子以降の加算額を増額します。

(1) 対象 18歳(中度以上の障害がある場合は20歳到達まで)年度末までの児童の養育者

(2) 手当額	全部支給	月額 42,330円
	一部支給	月額 9,990円～42,320円
第2子加算	7月まで	月額 5,000円
	8月から	5,000円～10,000円
第3子以降加算	7月まで	月額 3,000円
	8月から	3,000円～6,000円

(3) 支給月 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数 32,585人

#### 2 特別児童扶養手当事務費 8,232万円

特別児童扶養手当に係る請求の受付、審査、認定、支給、手当証書等の交付及び所得状況届等の事務に要する経費を計上します。なお、手当は、国から直接、受給者に支給されます。

##### 【特別児童扶養手当の制度概要】

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童について手当を支給します。

##### 【対象児童数】(H28.3末現在)

・重度障害児 2,552人 ・中度障害児 3,512人

#### 3 特別乗車券の交付

11億1,313万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。

(1) 対象 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯 ※世帯に1枚交付

(2) 交付見込数 17,852人

20		児童手当	
		本年度	千円 57,332,775
		前年度	57,934,676
		差引	△ 601,901
本年度の財源内訳	国	40,082,236	
	県	8,625,260	
	その他	8,300	
	市費	8,616,979	

### 事業内容

#### 1 児童手当 573億3,278万円

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健全な成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給します。

(1) 対象

中学校修了までの児童

(2) 手当額(児童1人あたり)

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
小学生		月額 10,000円

・施設入所児童(出生順位にかかわらず一律)

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得制限超過者(特例給付として支給)

児童1人あたり 月額 5,000円

(3) 支給月

6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数

466,718人

21	横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスの推進	
	本年度	千円 21,688
	前年度	24,282
	差引	△ 2,594
本年度の財源内訳	国	—
	県	4,310
	その他	180
	市費	17,198



### 事業内容

- 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進 1,200万円**
- (1) 子ども・子育て会議の開催  
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、事業計画の実施状況の点検や評価、見直し等に関する審議を行います。
- (2) 事業計画の推進に向けた取組  
計画の理念等を広く市民と共有し、具体的な行動に繋げるため、シンポジウム開催等により市民の意識啓発を図ります。
- (3) 事業者意向調査  
幼稚園等の平成29年度以降の施設類型の意向について調査を行うとともに、説明会・相談会を開催します。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 969万円**
- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発  
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向け・企業向けの普及・啓発に取り組みます。
- (2) 地域における父親育児支援<拡充>  
ア 父親の子育て支援講座の開催<新規>  
地域ケアプラザなどの地域の身近な拠点において、夫婦のパートナーシップやワーク・ライフ・バランス、子育てのノウハウなどを学ぶ、父親の子育て支援の講座を開催します。  
イ 啓発冊子やウェブサイトによる啓発  
啓発冊子作成やウェブサイトでの情報発信により、父親育児支援の取組を推進します。
- (3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援  
二十歳を迎える市民向け啓発や、結婚を希望する人・子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

22	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）	
	本年度	千円 1,046,994
	前年度	1,327,645
	差引	△ 280,651
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	1,020,114
	市費	26,880

### 事業内容

- 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業<拡充> (母子父子寡婦福祉資金会計) 10億4,700万円**
- 母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
- (1) 対象者  
ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等  
イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方
- (2) 主な資金  
修学資金、就学支度資金等（12資金）
- (3) 貸付利子<拡充>  
無利子又は年利1.0%（27年度：年利1.5%⇒28年度：年利1.0%）
- (4) 償還について  
○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内  
滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。
- (5) 貸付限度額（例：修学資金…第1学年・自宅通学）  
○ 私立高校：30,000円／月額  
○ 私立大学：54,000円／月額
- (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ  
剰余金が国の定める基準額を超えた場合、基準額を超える部分の一部を国へ償還します。  
また、国へ償還した場合、基準額を超える部分の一部を、特別会計から一般会計へ繰り入れます。

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。  
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

